

令和8年1月30日

報道各位

新潟市長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

○ 職員による市立の障がい者支援施設利用者への虐待、職員への暴言、及び組織対応不備事案

1 職員による市立の障がい者支援施設利用者への虐待、職員への暴言

(1) 処分の内容

(当事者1)

- | | |
|--------|---------------|
| ①被処分者 | 福祉部 50歳代 一般職員 |
| ②処分内容 | 懲戒処分「停職 3箇月」 |
| ③処分年月日 | 令和8年1月30日 |

(当事者2)

- | | |
|--------|---------------|
| ①被処分者 | 福祉部 50歳代 一般職員 |
| ②処分内容 | 懲戒処分「停職 2箇月」 |
| ③処分年月日 | 令和8年1月30日 |

(管理監督者)

「2 職員による市立の障がい者支援施設利用者への虐待事案等にかかる組織対応不備」と総合的に判断した。

(2) 処分事案の概要

当事者1は、令和5年6月に2度にわたって利用者が送迎バスに乗車する際に、手消毒用のスプレーを手以外に体や顔にも吹きかける行為を行った。また、令和6年7月に、利用者が施設内掲示板に触れる行為を止めさせる目的で、首元を掴んで引っ張り、相談室へ移動させ、きつい口調で注意した。さらに、令和5年9月に施設内において当時の上司に対して利用者や他の職員がいる前で怒鳴って威圧的な口調で詰め寄り、長時間にわたって相手を罵るような行為を行い、職場内の秩序や風紀を乱した。

当事者2は、令和6年5月から7月にかけて、利用者を呼び捨てまたはあだ名で呼んだほか、手首を強く掴むなどをした。また、利用者を壁に押し付け、きつい口調で注意した。

2 職員による市立の障がい者支援施設における利用者への虐待事案等にかかる組織対応不備

(1) 処分の内容

(当事者 3)

①被処分者 福祉部 60歳代 課長補佐級職員

②処分内容 懲戒処分「戒告」

③処分年月日 令和8年1月30日

(当事者 4)

①被処分者 市民生活部 50歳代 課長級職員

②処分内容 懲戒処分「戒告」

③処分年月日 令和8年1月30日

このほか、行政上の措置として係長級職員を「訓告」とした。

(2) 処分事案の概要

当事者3は、利用者への虐待行為のあった令和5年度及び6年度に当該施設の事務を掌理し、職員を指揮監督する立場であったが、虐待行為を未然に防ぐことができなかつた。加えて、令和5年度に発生した虐待行為について、速やかな通報を怠つた。また、職員間に生じた暴言事案について適切な指導を行わなかつた。

当事者4は、令和5年度に当該施設を所管し、管理監督を補佐する立場にあつたが、令和4年度の虐待行為を覚知した際、同施設に対して行った対応が不十分であつた。加えて、同様の事態が再発した際に備え、所属内における対応手順等の整理が必要と認識していたにも関わらず、整理を行わなかつた。

3 処分にかかる総務部長コメントとして

この度、職員による利用者への虐待、職員への暴言、及び組織対応不備事案に対して処分を行いました。本事案により、施設利用者及びご家族を始め、市民の皆様の信頼を著しく損なう結果となりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

虐待行為は、利用者やその関係者に大きな恐怖や不安を与える、あってはならない行為であるとともに、法令遵守や高い行動規範を求められる公務員として著しく自覚を欠く行為であり、職員に公務員としての自覚を喚起し、組織をあげて一層の綱紀肃正に取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】

新潟市総務部人事課

課長補佐 斎藤

(電話 025-226-2489)